

お知らせします

常任委員会が

2委員会方式に
変わりました。

平成26年12月定例会において、議員の定数を定める条例の一部が改正され、次の一般選挙から、議員の定数が16人から、14人となりました。
これにより、今3月定例会において、議会委員会条例の一部改正案が提出され、現行の3つの委員会を2つの委員会に改正しました。(10P)

■改正前・3常任委員会

○総務常任委員会

所掌概要…総務課、情報防災課、税務課、出納室等に関する事項

○産業建設常任委員会

所掌概要…農業振興課、海洋森林課、建設課、まちづくり課、産業推進室、農業委員会等に関する事項

○教育厚生常任委員会

所掌概要…教育委員会、住民課、健康福祉課等に関する事項

■改正後・2常任委員会

○総務教育常任委員会

所掌概要…総務課、情報防災課、税務課、出納室、**教育委員会**等に関する事項

○産業建設厚生常任委員会

所掌概要…農業振興課、海洋森林課、建設課、まちづくり課、産業推進室、農業委員会、**住民課**、**健康福祉課**等に関する事項

ご紹介します

地方教育行政の法改正に伴い現教育長が引き続いで選任されました。

任期は平成27年4月1日(平成30年3月31日までの3年間です)。

人権擁護委員の被推薦人に適任とされた方々です。

(敬称略)

教育長

黒潮町入野5279番地3

矢野 博幸

黒潮町下田の口822番地45

坂本 勝

